

○内閣府令第 号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 労働省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

各 出 給				各 出 給			
別紙様式第9号 (第113条第1項関係) (日本産業規格A4) 業 務 報 告 書 第 期 (年 月 日から) 年 月 日まで (労働金庫名) (所在地) 殿 年 月 日 (労働金庫名) (理事長) 氏 名 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業 務 報 告 書 目 次 頁 [第1～第5 略] (記載上の注意) [1.～5. 略] 第 期 (年 月 日から) 年 月 日まで [1.～14. 略] 15. 単体自己資本比率 当期末現在 信用リスク・アセット算出手法 (単位：千円) 項 目 当 期 未 前 期 未 経 過 措 置 経 過 措 置				別紙様式第9号 (第113条第1項関係) (日本産業規格A4) 業 務 報 告 書 第 期 (年 月 日から) 年 月 日まで (労働金庫名) (所在地) 殿 年 月 日 (労働金庫名) (理事長) 氏 名 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業 務 報 告 書 目 次 頁 [第1～第5 同左] (記載上の注意) [1.～5. 同左] 第 期 (年 月 日から) 年 月 日まで [1.～14. 同左] 15. 単体自己資本比率 当期末現在 信用リスク・アセット算出手法 (単位：千円) 項 目 当 期 未 前 期 未 経 過 措 置 経 過 措 置			

		による不 算入額		による不 算入額
【略】				
【項を削る。】				
【略】				
【項を削る。】				
【略】				
【略】				
【略】				

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 略]

[第2～第5略]

別紙様式第9号の2(第113条第2項関係)

(日本産業規格 A4)

()

年 月 日から

(労働金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫名)

(理事長) 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目次

頁

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1.～4. 略]

第1 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書

[1.・2. 略]

3. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法

(単位：千円)

項 目	当期 末		前期 末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[略]				
[項を削る。]				

()

年 月 日から

(労働金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫名)

(理事長) 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目次

頁

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1.～4. 同左]

第1 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書

[1.・2. 同左]

3. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法

(単位：千円)

項 目	当期 末		前期 末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[同左]				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				

4

[略]				
[項を削る。]				
[略]				
マーズ・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
フロア調整額				
[項を削る。]				
[略]				

(記載上の注意)
[1.～3. 略]

第2 [略]

別紙様式第 10 号 (第 113 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書
第 期 (年 月 日から)
(労働金庫連合会名)
(所在地)

年 月 日
殿

[同左]				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
[同左]				
[項を加える。]				
[項を加える。]				
[項を加える。]				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
[同左]				

(記載上の注意)
[1.～3. 同左]

第2 [同左]

別紙様式第 10 号 (第 113 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書
第 期 (年 月 日から)
(労働金庫連合会名)
(所在地)

年 月 日
殿

(労働金庫連合会名) 氏 名
(理事長) 年 月 日までの事業の成績を次の
年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の
とおり報告いたします。

業 務 報 告 書
目 次

頁

[第1～第6 略]
(記載上の注意)
[1.～5. 略]

第1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

[1.～14. 略]
15. 単体自己資本比率
当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末
	経 過 措 置 による不 算入額	経 過 措 置 による不 算入額	
[略]			
[項を削る。]			
[略]			
[項を削る。]			

(労働金庫連合会名) 氏 名
(理事長) 年 月 日までの事業の成績を次の
年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の
とおり報告いたします。

業 務 報 告 書
目 次

頁

[第1～第6 同左]
(記載上の注意)
[1.～5. 同左]

第1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

[1.～14. 同左]
15. 単体自己資本比率
当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	
[同左]			
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
[同左]			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			

[略]			
マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額			
勘定間の振替分			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額			
フロア調整額			
[項を削る。]			
[略]			

(記載上の注意)
[1.～3. 略]

[第2～第6 略]

別紙様式第10号の2 (第113条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書

(年 月 日から
年 月 日まで)

(労働金庫連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理 事 長) 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書

れる額			
[同左]			
[項を加える。]			
[項を加える。]			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額			
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
[同左]			

(記載上の注意)
[1.～3. 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式第10号の2 (第113条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書

(年 月 日から
年 月 日まで)

(労働金庫連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理 事 長) 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書

[第1・第2 略]
(記載上の注意)
[1.～4. 略]

第1 (年 月 日から) 事業概況書
[1.・2. 略]

3. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
[略]				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				

[第1・第2 同左]
(記載上の注意)
[1.～4. 同左]

第1 (年 月 日から) 事業概況書
[1.・2. 同左]

3. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経 過 措 置 による不 算入額		経 過 措 置 による不 算入額	
【同左】				
<u>適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
【同左】				
<u>土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
【同左】				
【項を加える。】				
【項を加える。】				
【項を加える。】				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た				

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、令和七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令による改正後の労働金庫法施行規則別紙様式第九号から別紙様式第十号の二までは、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。